

事務連絡
平成29年12月22日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険に係る平成30年度税制改正について

本日、平成30年度税制改正の大綱が閣議決定されました（別添参照）。

国民健康保険関係の概略については、下記のとおりであり、保険料についても同様の改正を予定しておりますので、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

なお、1. 及び2. の改正に伴いシステム改修費用が必要となる市町村については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第12号の規定に基づき、当該費用に対して特別調整交付金を交付する予定です。

記

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
2. 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。
3. 国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の措置を講ずる。
具体的には、退職被保険者及びその被扶養者が住所を有する市町村における国民健康保険税の課税の特例について、読替規定の整備を行うもの。
4. 国民健康保険事業に要する費用に、病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限を、6年延長する。

（平成29年12月22日閣議決定）

- (12) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。
- (13) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。

（注）上記の改正は、平成30年度分以後の個人住民税について適用する。

〈国民健康保険税〉

- (14) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
- (15) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。
- (16) 国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

（備考）森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（1）森林環境税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額1,000円とする。

ハ 賦課徴収

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

